

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度 チェックリスト

請求者氏名 _____

申請手続きをスムーズに進めるため、該当する箇所に☑をして、申請に必要な書類とあわせてご提出ください。

1. 申請する給付の種類

確認事項	チェック欄
今回申請する項目にチェックをしてください	<input type="checkbox"/> 医療費・医療手当 <input type="checkbox"/> 障害児養育年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 死亡一時金・葬祭料 <input type="checkbox"/> 死亡一時金のみ <input type="checkbox"/> 葬祭料のみ

2. 申請要件など

確認事項	チェック欄
住民票 ワクチン接種時、接種を受けた方の住民票は札幌市にありましたか	<input type="checkbox"/>
提出書類 申請に必要な書類は揃っていますか（5.提出書類の該当箇所にチェックしてください）	<input type="checkbox"/>
連絡先 請求書の枠外に連絡先を記載しましたか（確認のため御連絡することがありますので協力ください）	<input type="checkbox"/>

3. 医療費・医療手当を請求する方

確認事項	チェック欄
医療機関（通院または入院）や院外薬局を利用しましたか	<input type="checkbox"/>
他の医療費助成制度等(高額療養費、難病医療費助成、自立支援医療等)を利用していますか ※ 他制度から給付がある場合、その額を除いた額が健康被害救済制度の給付額になります。	<input type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 利用なし
利用あり、申請中の場合、カッコ内に制度名を記載してください。 記載例（高額療養費）	制度名()

4. 死亡一時金を請求する方

確認事項	チェック欄
請求される方とワクチンを接種した方のご関係 (該当する箇所に☑をつけてください)	<input type="checkbox"/> 1.配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む） <input type="checkbox"/> 2.子 <input type="checkbox"/> 3.父母 <input type="checkbox"/> 4.孫 <input type="checkbox"/> 5.祖父母 <input type="checkbox"/> 6.兄弟姉妹 請求順位は上記の番号（1～6）のとおりです

※ 配偶者以外の方が申請する場合は、生計を同一にしていたことを証明する書類が必要です（くわしくは裏面参照）。

5. 申請書類

- ・ 準備ができた書類にチェックをつけてください。 ・ 同時に複数の申請を行う場合、重複する書類は1部で構いません、
- ・ 「8 診療録」、「2 受診証明書」、「3 領収書等」は申請する期間分すべてが必要です。
- ・ 写し（コピー）を提出いただくものは、内容がはっきりわかるようにコピーしてください。
- ・ 申請書類の詳細は裏面をご確認ください。

申請書類	申請種類	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死亡一時金 ・葬祭料
1	請求書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	受診証明書 ◆	<input type="checkbox"/>			
3	領収書等の写し	<input type="checkbox"/>			
4	診断書 ◆		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5	死亡診断書、死体検案書の写し				<input type="checkbox"/>
6	埋葬許可証等の写し				<input type="checkbox"/>
7	接種済証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	診療録等の写し ※ ◆ (カルテ、サマリー、各種検査結果、 CT、MR等の画像データ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	住民票の写し		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
10	戸籍謄本、健康保険証等の写し		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
11	その他(必要に応じて)				<input type="checkbox"/>

※ 新型コロナワクチン接種後4時間以内に発症したアナフィラキシー等の即時型アレルギー反応であると医師が判断し、接種日を含め7日以内に治癒・終診した場合は、診療録等を医師が記載した「様式6-1-1」に変えることができます。

◆ 医療機関等に依頼する書類

○必要な書類について

■ 共通

申請書類		説明
1	請求書	「個人番号」「同意欄」は記入不要です。
7	接種済証の写し	お手元にある接種済証を提出してください。紛失した場合はご相談ください。
8	診療録等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病の発病年月日、その症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）の写し。 ※ 写真等にはCT、MRなどの画像データも含まれます。 ・診療報酬明細書（レセプト）とは異なりますのでお間違いのないように、医療機関に確認してください。 ・持病がある方など、予防接種の前後のカルテなどが必要になる場合がありますので、ご判断に迷う場合は事前にご相談ください。 ・受診された医療機関に請求してください。発行にかかる費用は自己負担となります。

■ 医療費・医療手当

申請書類		説明
1	医療費・医療手当請求書	「⑭医療を受けた日数」の通院入院日数の欄が足りない場合は、余白に追記いただくか、別紙を作成してください。また、同日に複数の医療機関にかかった場合は1日で計上し、同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日とします。なお、薬局での薬剤購入は日数に計上しません。
2	受診証明書	受診された医療機関・薬局に作成を依頼してください。 発行にかかる費用は自己負担となります。
3	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関にかかった日数、医療費の自己負担額が確認できるものを提出してください。 ・紛失等によりお手元がない場合は、医療機関に再発行を依頼するか、領収書に変わる書類（支払証明書）を発行してもらい提出してください。なお、支払証明書を提出する場合は、保険診療分と保険外診療分を分けて記載してもらうか、診療明細書を添付してもらうよう医療機関に依頼してください。再発行等にかかる費用は自己負担となります。

■ 障害児養育年金

必要書類		説明
2	診断書	障害の状態に関する医師の診断書を提出してください。 発行にかかる費用は自己負担となります。
9	戸籍謄本、健康保険証等の写し	障害児を養育することを明らかにすることができる書類を提出してください。
10	住民票の写し	障害児の属する世帯全員の住民票の写しを提出してください。

■ 障害年金

必要書類		説明
2	診断書	障害の状態に関する医師の診断書を提出してください。 発行にかかる費用は自己負担となります。

■ 死亡一時金・葬祭料

必要書類		説明
5	死亡診断書、死体検案書の写し	—
6	埋葬許可証等の写し	請求者が死亡した者について、葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類を提出してください。埋葬許可証が既に手元がない場合は、火葬許可証、葬祭料の領収書、会葬礼状等の写しでも構いません。
9	住民票等の写し	<p>請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の写しを提出してください。請求者が配偶者の場合は以下の書類は不要です。</p> <p>【死亡者と請求者が同一世帯の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票 <p>【死亡者と請求者が同一世帯でない場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票 ②生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書 <p>ただし、以下のものを提出した場合には②を省略できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者が請求者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことがわかる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し等） ・生活費の一部負担をしていたことを裏付けることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し等）
10	戸籍謄本等の写し	請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等の写しを提出してください。
11	その他（必要に応じて提出）	請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人もしくは、民生委員等の証明書または内縁関係にあったと認められる通信書その他書面。

※ 死亡一時金・葬祭料の両方を請求する場合：1・5～11の書類（11は必要に応じて提出）

※ 死亡一時金のみを請求する場合：1・5・7～11の書類（11は必要に応じて提出）

※ 葬祭料のみを請求する場合：1・5～8・10の書類